

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		庁舎使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市庁舎管理規則
条 項		規則第7条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2205）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>庁舎における秩序の維持及び公務の円滑かつ適正な執行に支障が無いと認める場合に許可する。許可を与える基準は、概ね以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品及び物品販売 <ol style="list-style-type: none"> (1)定期的に販売をする場合は、週1回程度を目安とする。 (2)販売場所は2階共用部分（食事室前）に限り、通行の妨げにならないようにすること。 (3)共用部分以外の立ち入りは禁止とする。 (4)準備及び販売時間は、午前11時から午後1時までとする。 2. 保険等勧誘 <ol style="list-style-type: none"> (1)実施場所は2階共用部分（食事室前）に限り、通行の妨げにならないようにすること。 (2)共用部分以外の立ち入りは禁止とする。 (3)活動時間は、正午から午後1時までとする。 3. 庁舎管理責任者が認めた場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)庁舎管理規則に基づき、使用させることが適当であると認めた場合に許可する。
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 令和元年6月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	14日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		<ol style="list-style-type: none"> 1. 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)物品販売、保険勧誘の場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 法人（会社・団体）・・・「現在事項全部証明書」又は「法人市民税納税証明書」 ②個人（法人以外）・・・「市県民税の納税証明書」又は「住民票」 (2)食品販売の場合・・・「営業許可書」の写し (3)その他庁舎管理責任者が必要とするもの 2. 添付書類を省略することができる場合 当該年度中、同様の許可を、さいたま市他部署（庁舎管理課、各区総務課など）で受けている場合、その許可書の写しをもって添付書類に代えることができる。